

佐賀市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市未来共創プランに基づき、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から佐賀市に移住して就業又は起業した者に移住支援金を交付することについて、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(移住支援金)

第2条 市長は、申請時において、次に掲げる要件を満たす者からの申請により、予算の範囲内で移住支援金を交付する。

- (1) 令和元年10月1日以降に佐賀市に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）した者であること。
- (2) 佐賀市に転入した日の前日から遡って10年間において、通算して5年以上次のいずれかに該当すること。

ア 特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項の特別区をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有していたこと。

イ 東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域の区域内に住所を有し、かつ、特別区の区域内を勤務地として就業（労働者として雇用されている場合にあつては、雇用保険の被保険者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4項第1項に規定する被保険者をいう。）又は同法第6条第6号に掲げる者として雇用されているものに限る。次号において同じ。）していたこと。

- (3) 佐賀市に転入する直前において、次のいずれかに該当すること。

ア 佐賀市に転入した日の前日から遡って連続して1年以上特別区の区域内に住所を有していたこと。

イ 佐賀市に転入した日の前日から遡って連続して1年以上東京圏のうち条件不利地域以外の地域の区域内に住所を有し、かつ、同日（特別区の区域内を勤務地として就業しなくなった日が、佐賀市に転入した日の前日から遡って起算して3か月以内であれば、当該就業しなくなった日）から遡って連続して1年以上特別区の区域内を勤務地として就業していたこと。

- (4) 移住支援金の交付を申請しようとする日（以下「申請日」という。）が、佐賀市に転入した日から1年を経過する日を超えない日であること。

- (5) 申請日から継続して5年以上佐賀市に居住する意思を有していること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）その他の反社会的勢力の構成員（構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）又は反社会的勢力の構成員と関係を有する者でないこと。
- (7) 日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」若しくは「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有するものであること。
- (8) 次のアからカのいずれかを満たすこと。
- ア（就職に関する要件） 移住支援事業（認定地域再生計画（地域再生法第7条第1項に規定する認定地域再生計画をいう。）に基づき、都道府県が市町村と共同して同法第13条第1項の交付金を財源の一部として移住者へ移住支援金を交付する事業をいう。）を実施する佐賀県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に移住支援金の対象として掲載されている期間中に応募し、当該求人を行った法人（移住支援金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）の3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めるものを除く。）に1週間の所定労働時間が20時間以上である期間の定めのない雇用契約に基づき雇用（新規の雇用に限る。イ及びカにおいて同じ。）されており、現に勤務する勤務地が東京圏（条件不利地域を除く。）以外の地域の区域であること。また、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- イ（プロフェッショナル人材に関する要件） 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業によって1週間の所定労働時間が20時間以上である期間の定めのない雇用契約に基づき雇用されており、現に勤務する勤務地が東京圏（条件不利地域を除く。）以外の地域の区域であること、かつ目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクト等の離職することが前提の雇用でないこと。
- ウ（起業に関する要件） 申請日から遡って1年の間に起業支援金（佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領第6に規定する起業支援金をいう。）の交付決定を受けていること。
- エ（テレワークに関する要件） 所属する企業等からの命令によらず佐賀市に転入し、引き続き当該企業等の業務を継続して行い、恒常的に通勤せず、移住先で週20時間以上テレワークにより勤務すること、かつ、内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取

組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

オ（関係人口〔農林漁業〕に関する要件） 令和7年4月1日以降に本市において農林漁業に就業または就業のための研修を開始した者のうち、別表1に掲げる人材確保支援策を活用した者であり、移住支援金の申請日から5年以上、農林漁業への就業を継続する意思を有し、次のいずれかに該当すること。

(ア) 過去に1年以上佐賀市内に住所を有していた又は勤務していたこと。

(イ) 過去に別表2に掲げる佐賀市内に所在する学校に通学していたこと。

(ウ) 移住前に佐賀市にふるさと納税をしたことがあること。

(エ) 移住前に佐賀市主催の移住ツアーに参加したことがあること。

カ（関係人口〔バス運転手〕に関する要件） 令和7年4月1日以降に一般乗合旅客自動車運送業を業とする佐賀市内の事業所（佐賀市交通局を含む。）に、1週間の所定労働時間が20時間以上であるバス運転手として雇用されており、移住支援金の申請日から5年以上、バス運転手としての就業を継続する意思を有し、次のいずれかに該当すること。

(ア) 過去に1年以上佐賀市内に住所を有していた又は勤務していたこと。

(イ) 過去に別表2に掲げる佐賀市内に所在する学校に通学していたこと。

(ウ) 移住前に佐賀市にふるさと納税をしたことがあること。

(エ) 移住前に佐賀市主催の移住ツアーに参加したことがあること。

(9) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員であった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、佐賀県及び市長が認める場合を除く。

(10) 前各号までに定めるもののほか、佐賀県知事及び市長が移住支援金の対象として不適切と認める者でないこと。

2 前項第2号イ及び第3号イの場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域の区域内に住所を有し、かつ、特別区の区域内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校その他の高等教育機関をいう。）に通学していた者が、当該大学等を卒業又は中途退学した後、遅滞なく特別区の区域内を勤務地として就業したときは、当該通学していた期間は、特別区の区域内を勤務地として就業していたものとみなす。

3 第1項第3号イの場合において、特別区を勤務地として勤務していない3か月に満たない期間があるときは、当該勤務していない期間の前後において特別区を勤務地として勤務していた場合に限り、当該期間を除算して、その前後の期間を連続して勤務していたものとみなす。

4 移住支援金の額は、世帯での移住の場合（佐賀市に転入する直前の住所において申請者と同一の世帯に属し、かつ、申請日において申請者と同一の世帯に属する者

(以下この条において「移住に係る世帯員」という。)が存する場合をいう。)にあつては100万円(移住に係る世帯員に、申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の者(以下この条において「未成年世帯員」という。)がある場合にあつては、100万円に未成年世帯員1名につき100万円を加算した額。ただし、加算する額は200万円を上限とする。)、単身での移住の場合(世帯での移住の場合以外の場合をいう。)にあつては60万円とする。

- 5 世帯で移住する場合にあつては、移住に係る世帯員は、第1項第1号、第4号、第6号及び第10号に掲げる要件を満たさなければならない。
- 6 申請者又は移住に係る世帯員が佐賀市に転入した日以後に出産した場合において、当該子に係る懐胎が佐賀市に転入する前であるときは、当該子は未成年世帯員とみなす。この場合において、当該未成年世帯員は、前項に掲げる要件を満たすことを要しない。

(交付申請)

第3条 申請者は、移住支援金の申請をしようとするときは、移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)その他の申請者が本人であることを明らかにする書類の写し
- (2) 別表3に掲げる前条第1項第8号の要件を満たすことを確認できる書類
- (3) 佐賀市に転入する直前の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し(住民基本台帳法第15条の4に規定する除票の写し又は同法第20条に規定する戸籍の附票の写しをいい、前条第1項第2号及び第3号の要件を満たすことを確認できるものに限る。ただし、世帯での移住の場合にあつては、申請者と移住に係る世帯員とが佐賀市に転入する直前に同一の世帯に属していたことを確認するため、当該転入直前の住所地に係る住民票の除票の写し(申請者及び移住に係る世帯員のもの)を提出しなければならない。)
- (4) 前条第1項第2号イ又は同項第3号イに該当する者のうち、労働者として雇用されていたものにあつては、特別区で勤務していた法人等の就業証明書その他の当該法人等に在籍していたことを証する書類(在勤地、在勤期間及び当該法人等で雇用保険の被保険者であったことが確認できるもの(雇用保険法第6条第6号に掲げる者にあつては、在勤地、在勤期間が確認できるもの)に限る。)
- (5) 前条第1項第2号イ又は同項第3号イに該当する者のうち、労働者として雇用されていなかったものにあつては、開業届出済証明書その他の特別区における在勤地を確認することができる書類及び個人事業等の納税証明書その他の特別区における在勤期間を確認できる書類

(6) 前条第2項の規定により大学等に通学していた期間を特別区の区域内を勤務地として就業していたものとしようとする者にあつては、卒業証明書その他の在学期間、卒業校を確認できる書類

(7) 申請者の預金通帳、キャッシュカードその他の移住支援金の振込先口座を確認できる書類の写し

(8) 佐賀市の住民票の写し（世帯全員及び続柄の記載があるもの）

（交付決定）

第4条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援金の交付を決定し、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、予算上の都合その他の理由により移住支援金の不交付を決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。この場合においては、市長は、不交付とする理由を明らかにしなければならない。

（支援金の交付）

第5条 移住支援金は、前条第1項の規定により交付決定した額の全額を一括で交付するものとする。

2 前条第1項の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、前項の規定により移住支援金の交付を受けようとするときは、移住支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知書の再交付）

第6条 受給者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第5号）を市長に提出し、交付決定通知書の再交付を申請することができる。

2 市長は、移住支援金交付決定通知書再交付願を受理した場合に、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該受給者に移住支援金交付決定通知書を再交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第7条 市長は、佐賀市地方創生移住支援事業が適切に実施されたか等を確認するため必要があると認めるときは、受給者及び就業先等の関係者に対し、佐賀市地方創生移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

2 佐賀県知事は、佐賀市地方創生移住支援事業が適切に実施されたか等を確認するため必要があると認めるときは、市長に前項の報告及び立ち入り調査を実施するよう求めることができる。

（交付の取消し）

第8条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、移住支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、雇用企業の倒産、

災害、疾病その他のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けたとき。
- (2) 申請日から5年を経過する日以前に転出（住民基本台帳法第15条の3に規定する転出をいう。次条において同じ。）したとき。
- (3) 申請日から1年を経過する日以前に移住支援金の要件となる職を辞したとき。
- (4) 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。
- (5) 前条第1項の規定による報告及び立ち入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、法令や交付決定の条件等に違反したと認めるとき。
（交付金の返還）

第9条 市長は、前条の取消しを行った場合において、既に移住支援金を交付しているときは、期限を付して、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の返還を命ずるものとする。

- (1) 前条第1号に該当する場合 移住支援金の全額
- (2) 前条第2号に該当する場合であって、受給者が移住支援金の申請を行った日から3年を経過する日以前に転出したとき 移住支援金の全額
- (3) 前条第2号に該当する場合であって、受給者が移住支援金の申請を行った日から3年を経過した日以後5年を経過する日以前に転出したとき 移住支援金の半額
- (4) 前条第3号に該当する場合 移住支援金の全額
- (5) 前条第4号に該当する場合 移住支援金の全額
- (6) 前条第5号又は第6号に該当する場合 市長が返還の必要があると認める額
（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

附 則（令和2年佐市地政第575号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第2条、第3条及び第6条の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者に係る移住支援金の申請について適用し、同日前に転入した者に係る移住支援金の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年佐市地政第625号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条、第3条、第6条及び第7条までの規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者に係る移住支援金の申請について適用し、同日前に転入した者に係る移住支援金の申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年佐市地政第277号)

この要綱は、令和3年9月16日から施行する。

附 則 (令和3年佐市地政第581号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者に係る移住支援金の申請について適用し、同日前に転入した者に係る移住支援金の申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年佐市地政第612号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者に係る移住支援金の申請について適用し、同日前に転入した者に係る移住支援金の申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年佐市企政第70号)

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

附 則 (令和6年佐市企政第201号)

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年佐市企政第233号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者に係る移住支援金の申請について適用し、同日前に転入した者に係る移住支援金の申請については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による帳票等は、当分の間所要の修正をし

て使用することができる。

附 則（令和 7 年佐市企政第 2 9 7 号）

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年佐市企政第 3 3 号）

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 8 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

区分	人材確保支援策
農業	新規就農者育成総合対策（就農準備資金、経営開始資金） 佐賀市親元就農支援給付金
林業	「緑の雇用」新規就業者育成推進事業（林業作業士研修対象者）
漁業	経営体育成総合支援事業（長期研修事業対象者）

別表 2（第 2 条第 8 号オ（イ）及び同条第 8 号カ（イ）関係）

佐賀市内に所在する学校	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校 （学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く）及び同法第二百二十四条に規定する専修学校）
-------------	--

別表 3（第 3 条関係）

区分	確認書類
就職に関する要件を満たす者（第 2 条第 8 号ア）	・ 就業証明書（就職）（様式第 2 号）
プロフェッショナル人材に関する要件を満たす者（第 2 条第 8 号イ）	・ 就業証明書（就職）（様式第 2 号）
起業に関する要件を満たす者（第 2 条第 8 号ウ）	・ 起業支援金の交付決定通知書の写し
テレワークに関する要件を満たす者（第 2 条第 8 号エ）	（被雇用者の場合） ・ 就業証明書（テレワーク）（様式第 2 号の 2） （個人事業主の場合） ※業務委託契約等により転入前の業務を継続 ・ 就業時間の証明書（様式第 2 号の 3） ・ 業務委託契約書等（当該業務を継続していることが分かる書類） ・ 開業届出済証明書又はこれに類する書類 ・ 申請前 3 ヶ月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類

<p>関係人口に関する要件（農林漁業）を満たす者（第2条第8号オ）</p>	<p>（共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条第8号オ（ア）～（エ）のいずれかに該当していることが分かる書類 <p>（農業の場合）</p> <p>次のうちいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県就農準備資金等研修計画の承認通知書の写し ・就農準備資金の交付決定通知書の写し ・経営開始資金の交付決定通知書の写し ・佐賀市親元就農支援給付金の給付決定及び額の確定通知書 <p>（林業の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書（農林漁業）（様式第2号の5） ・「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修承認通知書の写し ・「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修実施計画書の写し <p>（漁業の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書（農林漁業）（様式第2号の5） ・長期研修支援事業（独立型）実施の認定通知の写し（研修受講後に申請する場合） ・農林漁業研修の受講証明書の写し（受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの）
<p>関係人口に関する要件（バス運転手）を満たす者（第2条第8号カ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条第8号カ（ア）～（エ）のいずれかに該当していることが分かる書類 ・就業証明書（バス運転手）（様式第2号の6）